

26年度から市・県民税の制度が一部改正されます

税制改正により、26年度個人市民税・県民税の均等割の改正や、寄附金（ふるさと納税）の税額控除などの見直しがあります。主な改正点をお知らせします。

お問い合わせは市民税課☎483-1151（代表）へ。

個人市民税・県民税の均等割が改正されます

東日本大震災からの復興や防災の施策にかかる費用の財源を確保するため、平成26年度から35年度までの間に限り、市・県民税均等割額にそれぞれ500円が加算されます。

それにより、表1の通り、市民税分が3,000円から3,500円に、県民税分が1,000円から1,500円にそれぞれ増額となり、市民税分と県民税分、合わせて4,000円から5,000円になります。

◆表1

	現行 (25年度まで)	改正後(26～ 35年度まで)
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

ふるさと納税の寄附金税額控除が見直されます

「ふるさと納税制度」とは、新たに税を納めるものではなく、自分が貢献したいと思う都道府

県・市区町村などの「ふるさと」へ寄附をすることで、所得税と住民税が軽減される制度です。個人が2,000円を超えて寄附したときに、一定の控除を受けられます。寄附金の合計額は総所得金額等の30パーセントが限度額になります。

平成25年1月1日から49年12月31日までの所得には、所得税に加え復興特別所得税（2.1パーセント）が課税されます。それに伴い、26年度から個人住民税の特例控除額が下の「ふるさと寄附金税額控除額の計算方法」の通り、調整されます。特例控除額は、所得割額（調整控除後）の10パーセントが限度額となります。

給与所得者の特定支出控除の見直し

特定支出控除について、対象範囲の拡大や適用判定基準の見直しが行われました。

■範囲の拡大

特定支出の範囲に、次の支出が追加されます。
①職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費
②図書の購入費、職場で着用する衣服の購入費、職務に通常必要な交際費で、職務の遂行に直接

■ふるさと寄附金税額控除額の計算方法

ふるさと寄附金
税額控除額

=

基本控除額

+

特例控除額

[地方公共団体に対する寄附金の合計額 - 2,000円] × [90% - 所得税の限界税率 (0 ~ 40%)] × 1.021]

[寄附金の合計額 - 2,000円] × 10% (市民税6%・県民税4%)

千葉西税務署から

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8パーセントに引き上げられます。

消費税率の引き上げに当たって事業者の皆さんが円滑かつ適正に価格に転嫁できるよう政府では「消費税価格転嫁等総合相談センター☎0570-200-123」を設置しました。

同センターでは、消費税について①転嫁、②広告・宣伝、③総額表示、④便乗値上げに関するお問い合わせを受け付けています。受付時間は土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時です（26年3月・4月は土曜日も受け付けます）。

詳しくは、同センターホームページをご覧ください。

必要なものとして給与等の支払者による証明がされたもの（65万円上限）

■適用判定基準の見直し

特定支出控除を適用するための判定基準額が表2の通り「給与所得控除額を超える額」から「給与所得控除額の2分の1」に緩和され、125万円が上限になりました。

◆表2

給与収入 金額	適用判定の基準となる 特定支出の額の合計額	
	現行 (25年度まで)	改正後 (26年度から)
1,500万円 以下	給与所得控除額 を超える額	給与所得控除額 ×1/2
1,500万円 超		125万円

給与所得控除が改正されました

1月～12月の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、表3の通り245万円が上限になりました。

◆表3

給与収入 金額	給与所得控除額	
	現行 (25年度まで)	改正後 (26年度から)
1,000万円超 1,500万円以下	給与収入 ×5% +170万円	給与収入×5% +170万円
1,500万円超		245万円

コミュニティワールドカップサッカーin八千代を12月21日(土)から開催

今回も、韓国の萬壽まんす中学校に加え、東日本大震災の被災地から岩手県陸前高田市第一中学校、福島県いわき市いわきトレセンU-14の2チームを含めた16チームが参加します。皆さんの応援をお願いします。大会会場は、総合運動公園多目的広場・日本IBM八千代台グラウンド・秀明大学・八千代松陰中学校・阿蘇中学校・村上中学校です。各会場の試合日程や組み合わせの詳細は、市ホームページをご覧ください。

【日程】▼開会式 12月21日(土)午前10時 市民体育館 ▼21日(土)各ブロック予選リーグ1日目：①午後1時 ②午後2時30分 ▼22日(日)各ブロック予選リーグ2日目：①午前9時 ②午前10時20分 ③午後1時 ④午後2時20分 ▼23日(祝)順位決定リーグ1日目：①午前9時 ②午前10時20分 ③午後1時 ④午後2時20分 ▼24日(火)順位決定リーグ2日目：①午前9時 ②午前10時20分 ▼閉会式 12月24日(火)午後0時20分 総合運動公園多目的広場（雨天時は市民体育館）▼問い合わせ 文化・スポーツ課☎(481)0305

▶昨年の大会



小学生の子を持つ親のための家庭教育講演会

お子さんが毎日幸せに暮らせるようにするには、今どんなことを身につければよいのでしょうか。

「たくましく生きる力」「まけない心」をテーマに、保護者としての心構えや接し方など、発達段階にあった具体的な話を臨床心理士がお話します。ライアー（竖琴）演奏による音楽療法の実演も行います。小学生の子を持つ人対象。先着150人。保育あり（先着15人、要予約）。

▼日時 1月31日(金)午前10時～正午 ▼場所 総合生涯学習プラザ ▼申し込み 12月16日(月)午前9時から電話で生涯学習振興課☎(481)0309

冬の上手な電気の使い方

今夏も、節電にご協力を頂きありがとうございました。市の夏の電力使用量は、震災直後より若干増えているものの、震災前の平成22年と比べると、約13パーセントの節電が達成できました。これからますます寒くなる冬の間も、節電と省エネを上手に実践して元氣